

鐵道系
湾雇
ツイリアム
フルニス
ポツテル
條約書

太
文

大
馬
印

一千八百七十四年二月廿五日
ウィリアム、フハル
ニス、ポツテル氏ト

日本天皇陛下ノ執事倫敦府スレッドニードル街
費四十番「ウサリリアム、ウォルトル、カアギル」ジヨン、ロ
ベルトソン、チャルレス、セームス、ファイブ、スチユア
ルト諸氏ト雙方合議ニ左ノ箇條ヲ約定ス

第一

政約之書ヲ以テ執事ヨリ右ウィリアム、フハルニス、
ポツテル氏ヲ日本政府ノ為ニ雇用シ日本ヨリ三
年ノ間同氏建築方ヲ務ムヘキ事ヲ約定ス

第二

同氏日本横濱ニ到着スルニ及ンテ自ら鐵道指
揮官或ハ執事指圖ノ人ニ其旨ヲ達スヘシ而シ

大
改

テ鐵道指揮官又ハ官長ノ指揮ニ從ヒ日本政府
ノ為ニ何所ニテモ其命ヲ受ル地ニ赴キ
職ヲ奉シテ在職中首長官長等ノ教ニ從ヒ
其時ノ規則條令ヲ守ルヘシ

第三

休職ノ儀ハ鐵道指揮官或ハ官長ノ免許ヲ得サ
レハ一切為スヘカラス病氣或ハ不慮ノ災害
アル時ト雖モ其職務ヲ遂ル事能ハサルノ墜
證書無キ時ハ勤仕ヲ去ルヘカラス而シテ始
其職掌ニ力ヲ竭シ意ヲ注スヘシ

第四

若シ不法或ハ他失行アリ或ハ約定中ノ道徳
ヲ破リ其職ヲ竭サルノ器アル時ハ執事ノ權

ヲ以テ同氏日本政府勤仕ヲ免黜スヘシ

第五

同氏倫敦ヨリ日本迄ノ路銀受領シ前文日附ヨ
リ其後在勤中ハ初年毎月三百圓次年同三百五
十圓末年同四百圓ノ月給日本通用金ヲ以テ毎
月日本ニテ受領スヘシ但シ給料ハ同人死去ノ
日又ハ失行アリ或ハ約定中違背ノ事アル故ヲ
以テ日本政府ヨリ免職ノ日又ハ約定ノ期限或
ハ方ニ記載スル雇入ヲ廢スル期ニ止ムヘシ

第六

病氣ノ為メ勤仕ヲ去ラサルヲ得サル時ハ英國
迄ノ路銀其外旅費トシテ日本通用金百圓ヲ受
領スヘシ

第七

執事何時ニテモ三ヶ月前ニ報告シテ其日ヨリ
三ヶ月満期ノ前スハ満期前ニ日卒通用金ニテ
十二ヶ月分給料ヲ日代ニ與ソル時ハ子細ヲ告
ケスレテ自由ニ此等約ヲ廢止スル權アルヘシ

第八

若レ同氏日卒到着ヨリ三ヶ月ノ期限内其職務
ヲ免スヘク錢道指揮官申立ル時ハ執事ノ權ヲ
以テ其雇入ヲ廢止シテ此等約ノ諸事件皆テ廢
棄スルナリ

第九

執事ノ内一員執事役員ニ代リテ諸事件ヲ取扱
フヘシ但シ一員ノ要置ハ役員ニ關ル事トス

第十

約定中違背ノ事アルハ以上ノ事件如何ニ拘ハ
ラ、ス其本務ニ犯スト雖モ執事頭人トナリテ之
ヲ辨理スヘシ

後證トシテ雙方爰ニ自書スルモノナリ

シ、ゼ、エフ、スチムアルト代理

セー、カンフバル

カ、ル、子、スル、ス、ホツ、カ

証人

カ、ル、子、セー、マク、レン

マ、レ、ア、タ、ス、街、第、十四、番

ウ、リ、ア、ム、イ、ジ、オ、ー、ジ

ウオルトル
ポヒンナ
ページ

ウ
文
書

ウ
文
書

ヲ以テ同氏日存政府勤仕ヲ免黜スヘシ

第五

同氏倫敦ヨリ日存迄、路銀及ヒ存日ヨリ初年
并ニ年間ハ月給三百七拾五圓其後四百十六圓
六十七錢ヲ日存通用金貨ヲ以テ毎月日存ニテ
受領スヘシ但シ給料ハ同人死去ノ日スハ共行
アリ或ハ約定中違背ノ事アル故ヲ以テ日存政
府ヨリ免職ノ日又ハ約定ノ期限或ハ左ニ記載
スル雇入ヲ廢スル期ニ止ムヘシ

第六

病氣、為ノ勤仕ヲ去ラサルヲ得サル時ハ英國
迄ノ路銀共外旅費トシテ百圓ヲ日存通用金貨
ヲ以テ受領スヘシ



執事何時ニテモ三ヶ月前ニ報告シテ其日ヨリ
三ヶ月満期ノ節又ハ満期前ニ十二ヶ月分ノ月
信ヲ與フル時ハ予細ヲ告スシテ自由ニ決定約
ヲ廢止スル權アルヘシ

若シ同氏日存到着ヨリ三ヶ月ノ期限内中其職務
ヲ免スヘク鐵道司長申立ル時ハ執事ノ權ヲ以
テ其雇ヘヲ廢止シテ此約定ノ諸事件皆ナ廢棄
スルナリ

執事ノ内一員執事総員ニ代リテ諸事件ヲ取扱
フヘシ但シ一員ノ要否ハ総員ニ關ル事トス

の
上

ゲ
ヨ
ン
ブ
ラ
ウ
ン
ヨ
ン
グ
條
約
書